

自動車燃料ガス容器の気密・換気試験

1. 総則

自動車燃料ガス容器の気密・換気試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添「自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 規定値の末尾処理

規定値の末尾処理は、次により行うものとする。

2.1 ガス濃度

小数第 1 位を四捨五入し、整数位まで記載する。

3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

3.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

3.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

3.3 気密試験を行う点検箇所については、必要に応じて追加することができる。

